住所　神戸市灘区青谷町３丁目２番18号
全星鎬　昭和52年７月８日生
住所　兵庫県尼崎市昭和通２丁目５番16号
金梅子　昭和19年１月６日生
住所　兵庫県尼崎市武庫町３丁目22番10号
姜信彦　昭和33年10月８日生
住所　兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目14番30号
辛清人　昭和20年８月11日生
姜明子　昭和24年10月17日生
辛和美　昭和51年２月25日生
辛恒　昭和53年９月28日生
住所　兵庫県尼崎市南清水30番11号
鄭成征　昭和47年２月10日生
住所　兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目60番５―404号
河淑子　昭和40年３月15日生
住所　兵庫県尼崎市富松町１丁目４番22号
金敏満　昭和56年９月29日生
住所　兵庫県尼崎市立花町３丁目22番３―106号
里ひろ子　昭和37年10月30日生
文将利　昭和61年４月11日生
住所　兵庫県尼崎市立花町３丁目37番19号
里将太　昭和59年２月27日生
住所　兵庫県姫路市御国野町国分寺147番地１
尹眞稔　昭和50年７月１日生
住所　兵庫県姫路市白鳥台３丁目22番７号
丁大剛　昭和50年３月16日生
住所　兵庫県姫路市北原591番地３
貝真由美　昭和41年８月18日生
住所　兵庫県姫路市北条宮の町263番地
李良枝　昭和53年３月６日生
住所　兵庫県加古川市加古川町美乃利98番地10
金千守　昭和41年８月２日生
住所　神奈川県平塚市下島865番地１
ソンウェン・ティン　昭和44年３月29日生
アリサー・ティン　平成９年１月27日生
住所　神奈川県平塚市下島865番地１
アッサラパン・ティン　昭和62年11月16日生
リッニラン・ティン　平成19年７月14日生
住所　東京都文京区小日向３丁目15番13号
任長信　昭和28年２月22日生
崔順玉　昭和31年６月22日生
任由加里　平成元年７月28日生
任**隆**誠　平成３年７月13日生
任珠美　平成５年７月14日生
住所　長野市浅川西条463番地４
金珍熙　昭和45年８月16日生
住所　大阪市東成区大今里１丁目10番24号
蒋咲枝　昭和54年５月15日生
住所　大阪市生野区巽北２丁目８番43号
金未亞　昭和49年７月23日生
住所　大阪市住吉区万代４丁目６番５号
張勝重　昭和53年５月29日生
住所　大阪府門真市大字桑才179番地18
丁泰弘　昭和55年２月４日生
住所　大阪市淀川区塚本２丁目27番５―106号
宋寛洙　昭和60年２月17日生
住所　大阪市淀川区塚本２丁目12番５―504号
宋弥美　昭和58年３月29日生
住所　大阪市住吉区苅田７丁目１番31号
金南秀　昭和57年12月29日生
住所　大阪府東大阪市若江西新町４丁目９番９号
金理恵　昭和60年６月４日生
金南吾　昭和63年11月１日生
住所　大阪市西淀川区中島１丁目８番15号
梁貞子　昭和45年８月21日生
住所　大阪市生野区林寺５丁目２番25号
權義宣　昭和27年10月14日生
車愛子　昭和28年６月29日生
權大貴　昭和58年８月28日生
住所　奈良市四条大路４丁目２番６―101号
權宣**禎**　昭和56年12月29日生
住所　大阪市生野区田島１丁目11番28―606号
權真一　昭和55年３月14日生
住所　大阪府東大阪市小若江１丁目11番24号
張直樹　昭和46年２月８日生
住所　大阪市中央区内平野町１丁目４番１―1102号
陳玉姫　昭和39年９月26日生
住所　大阪市東住吉区杭全４丁目３番21号
方貞淑　昭和50年10月18日生
住所　大阪府高槻市緑町３番28―305号
崔理恵　昭和53年２月22日生
崔美惠　昭和53年２月22日生
住所　大阪市此花区島屋２丁目９番47―1006号
嚴智子　昭和55年１月７日生
住所　大阪市鶴見区放出東２丁目７番５号
南雄一　昭和56年12月26日生
住所　堺市美原区菩提20番地２
姜美和子　昭和55年６月19日生
住所　大阪市生野区田島１丁目10番29号
韓君子　昭和26年９月17日生
住所　東京都足立区東綾瀬１丁目23番９号
尹明子　昭和40年２月13日生
李公日　平成６年２月26日生
李杏珠　平成10年２月12日生
李公貴　平成12年６月26日生
住所　東京都渋谷区神宮前２丁目33番５―704号
鄭佶鎬　昭和56年２月13日生

○外務省告示第三百九十七号

日本国政府は、平成十五年一月六日にアンマンで採択された「中東における実験科学及び応用のための放射光国際センター（ＳＥＳＡＭＥ）規程」の受諾の通告書を平成二十一年六月八日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託し、同規程は、同日に日本国について効力を生じた。日本国は、オブザーバーとしてＳＥＳＡＭＥに参加する。

なお、同規程の締約者（加盟者又はオブザーバー）は、平成二十一年六月八日現在、次のとおりである（＊印は、オブザーバーを示す。）。

バーレーン王国、キプロス共和国、エジプト・アラブ共和国、フランス共和国（＊）、ドイツ連邦共和国（＊）、ギリシャ共和国（＊）、イラン・イスラム共和国、イスラエル国、イタリア共和国（＊）、日本国（＊）、ヨルダン・ハシェミット王国、クウェート（＊）、パキスタン・イスラム共和国、パレスチナ暫定自治政府のためのパレスチナ解放機構、ポルトガル共和国（＊）、ロシア連邦（＊）、スウェーデン王国（＊）、トルコ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（＊）、アメリカ合衆国（＊）

平成二十一年七月三十一日

外務大臣　中曽根弘文

（訳文）

中東における実験科学及び応用のための放射光国際センター（ＳＥＳＡＭＥ）規程

この規程の締約者である加盟者は、

二千一年十一月に国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の総会において採択された決議第十九号（第三十一回会期）を想起し、

さらに、ユネスコの執行委員会の決定第三・三・五号（第百六十三回会期）に基づいて同執行委員会が中東における実験科学及び応用のための放射光国際センターの設立のための手続を開始したことを想起して、

次のとおり協定した。

第一条　目的及び任務

１　「中東における実験科学及び応用のための放射光国際センター」（以下「ＳＥＳＡＭＥ」という。）は、中東及び地中海地域において共同研究を提供する。この共同研究は、関連する研究分野に従事するＳＥＳＡＭＥの加盟者のすべての科学者が自由に利用することができるものとし、かつ、放射光を使用する基礎研究及び応用研究に従事し、又は放射光に密接に関係する課題に従事する全世界からの科学者に対して開放されるものとする。

２　この地域に関連する事業並びに科学上及び産業上の研究については、特別の支援が与えられる。ＳＥＳＡＭＥは、軍事的目的のために秘密とされる事業その他秘密の研究を行ってはならず、実験上及び理論上の活動の結果を最終的に公表し、又は一般に利用可能なものとする。第三条に規定する理事会は、知的財産及び産業上の利益に関する適当な規則を採択する。

３　ＳＥＳＡＭＥの計画は、特に次の活動から成る。

(a)　次の物の設置、運用、維持及び水準の向上
放射光源
ビームライン、分光計その他の探知器
補助装置及び実験施設

(b)　この地域及び他の地域からの科学者及び技師に対する研究用施設の提供

(c)　科学者、技師及び技術者の訓練

(d)　利用者に対する科学的及び技術的な支援並びに利用者の移動、居住、輸送その他のニーズに関する全般的な支援

(e)　ＳＥＳＡＭＥの活動分野における国際協力の組織化及び企画

４　センターは、加盟者にとって利用可能な自律的機関とする。

５　センターの所在地は、ヨルダンのアンマン又は理事会が三分の二以上の多数によって決定するその他の若しくは追加的な場所とする。

第二条　加盟者の地位及び参加

１　ＳＥＳＡＭＥの加盟者及びオブザーバーの地位は、附属書に掲げる原加盟者及びオブザーバー、他の国並びに国際機関に開放する。

２　潜在的な加盟者及びオブザーバーは、この規程に基づいてセンターに参加することを希望する場合には、理事会の議長にその旨を通報し、加盟者又はオブザーバーのいずれの地位を希望するかを明示する。

３　ＳＥＳＡＭＥの加盟者及びオブザーバーの地位については、次条に規定する理事会の三分の二以上の多数による決定を必要とする。ただし、附属書に掲げる者は、４に規定する手続により加盟者又はオブザーバーとなることができる。